

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	通信・放送システム災害対策促進税制の創設【国税】 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	東日本大震災時における通信・放送サービスの広域的、長時間にわたる機能停止の発生を踏まえ、大規模災害時においても、電気通信事業者及び放送事業者が、継続してサービス提供するために必要となる以下の対象設備について、特別償却の措置を適用する。【新設】  ① 対象者 電気通信事業者及び放送事業者 ② 対象設備 ・非常用電源設備(商用電源の供給が停止した場合において、電気通信設備、放送設備に電力を供給するもの) ・災害発生時において通信・放送サービスの提供を維持するために必要な予備設備等 ③ 措置内容 取得価額の20%の特別償却
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、事業政策課 総務省情報流通行政局放送技術課、衛星・地域放送課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2年間(平成24年4月1日から平成26年3月31日まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>東日本大震災に比肩する大規模災害発生時においても、国民生活、社会経済活動、行政機能を支える通信・放送サービスの継続的提供がなされるよう、国民の生命・身体への安全確保や国家機能の維持等を担う情報通信基盤の更なる強化の実現を図る。</p> <p>このため、非常用電源設備、予備設備の導入について電気通信事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講ずるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>東日本大震災からの復興の基本方針(H23.7.29 東日本大震災復興対策本部)</p> <p>5 復興施策 (3) 地域経済活動の再生 ⑨ 交通・物流・情報通信 (iii)・・・次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。あわせてこれと一体的に情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備を進め、まちづくりと一体となった国民が安心して利用できる災害に強い情報通信ネットワークの構築に向けた取組を行う。</p> <p>5 復興施策 (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤ 今後の災害への備え</p> <p>(V) また、最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】 V. 情報通信(ICT政策) 3. 放送分野における利用環境の整備 4. 情報通信技術利用環境の整備

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2013（平成 25 年）年を目途に、大規模災害時においても通信・放送サービスの安定的な提供を行うための整備を促進し、更に信頼性の高い情報通信基盤を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>平成 24 年度から 2 カ年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約 7 割に対して、24 時間以上継続した通信・放送サービスの提供を達成する。</p> <p>また、通信・放送設備の被災時等においては、代替通信手段を講じ、更に迅速な復旧を達成する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置を講ずることにより、既に設備投資済みの非常用電源設備等への更なる追加投資等が促進され、これら設備の整備展開によって、国民の生命・身体の安全確保や国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化に寄与するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>204 社（平成 24 年度、25 年度とも同数）</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者：56 社 東日本大震災を受けて安全・信頼性を確保するための対策を公表している電気通信事業者 6 社の他、電気通信事業者協会の会員になっている事業者のうち、ケーブルテレビ事業者及び放送事業者を除いた 50 社を加えたもの。</li> <li>放送事業者：148 社 放送事業者へのヒアリング、アンケート等から、対象設備の導入が見込まれる事業者を算出したもの。</li> </ul>
		② 減収額	<p>平成 24 年度 1,317 百万円、平成 25 年度 1,307 百万円</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者：839 百万円（平成 24 年度、25 年度とも同額） 各年度の設備投資予定額 13,992 百万円から算出したもの（設備投資予定額に特別償却率（20%）及び法人税率（30%）を乗じた結果。以下同じ。）</li> <li>放送事業者：平成 24 年度 478 百万円、平成 25 年度 468 百万円 平成 24 年度の設備投資予定額 7,970 百万円及び平成 25 年度の設備投資予定額 7,806 百万円から算出したもの</li> </ul>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>本措置を講ずることにより、平成 24 年度から 2 カ年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約 7 割に対して 24 時間以上継続した通信・放送サービスの提供を実現。</p> <p>また、通信・放送設備の被災時等における速やかな代替通信手段の確保により、更に迅速な復旧を実現。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>東日本大震災で明らかになった課題として、発災直後においては通信・放送設備が備える非常用電源設備等により一定時間の通信・放送サービスの提供が行われていたものの、これまでに類を見ない広域的な通信設備等への被害と、広域的、長時間に渡る商用電源供給の停止により、通信・放送施設の多くが機能停止する事態となったところ。</p>

			<p>本措置を講ずることにより、平成 24 年度から 2 カ年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約 7 割に対して 24 時間以上継続した通信・放送サービスの提供を実現。</p> <p>また、通信・放送設備の被災時等における速やかな代替通信手段の確保により、更に迅速な復旧を実現。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、今後想定される大規模災害に備えるためには、広域的な被害を受けた通信設備等への迅速な復旧対策と、広域的、長時間に渡る商用電源供給停止による通信設備等の機能停止への防止策を講ずることは、喫緊の課題。</p> <p>本措置のように民間企業の投資を加速するインセンティブがあれば、東日本大震災に比肩する大規模災害に対応した通信・放送サービスの情報通信基盤の整備促進が図れることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>本措置を講ずることにより、既に設備投資済みの非常用電源設備等への更なる追加投資の促進が見込まれる。これにより、大規模災害時における商用電源の停止時においては、通信・放送サービスの安定的な提供の実現が可能となる。また、通信・放送設備の被災時等においても、代替通信手段の確保によりさらに迅速な復旧の実現に資することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>非常用電源設備等については、これまでの税制優遇措置により、一定程度整備が図られてきたところである。</p> <p>しかしながら、今回の震災の教訓から従前の備えでは、東日本大震災に比肩する大規模災害等時における通信・放送サービスの継続的提供は困難と言わざるを得ない。</p> <p>このため、早期に集中的な投資を喚起する効果を有する税制措置を講ずることにより民間事業者にインセンティブを付与し、大規模災害時における放送・通信サービスを継続する設備強化を促進させ、情報通信基盤の強化を図ることは、国民の生命・身体の安全確保や国家機能の維持等を図る上で、極めて効果的かつ適正である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業用電気通信設備規則等において、本支援措置の一部の対象設備については設置を義務付けている。設置を義務付けている設備については、既存の設備に対して追加的な設置を促進するものであり、設置を義務付けていない設備については、新たな設置を促進するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>総務省が主催する「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方における検討会」の「中間とりまとめ（案）」において、</p> <p>① 被災した通信設備の復旧について、今回の取組のうち、有効な取組としてベストプラクティスとして共有しつつ、移動基地局の更なる配備や衛星回線の活用など、今回の対応を踏まえた応急復旧の対応の在り方について検討。</p> <p>② 電源の安定的確保を図る観点から、基地局の無停電化やバッテリーの長時間化の推進、移動電源車数の増加などが指摘されているところ。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—